

市民、弁護士のための国際人権法連続講座

Human Rights

参加費
無料
申込不要

よう知らんけど 人権ってええらしいで。

●日時：各日共に18:30～20:30(開場:18:00)

※各講座の開催日・内容・講師の詳細は裏面をご覧ください。

●会場：大阪弁護士会館(大阪市北区西天満1-12-5)

Information

▶一時保育サービスのお知らせ(無料)

【対象】首のすわっている乳児～未就学児

【託児時間】各講座の開始15分前～終了15分

※一時保育サービスを希望される方は各講座の開催10日前までに下記問合せ先まで電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ先】大阪弁護士会人権課 TEL.06-6364-1227

▶手話通訳のお知らせ(無料)

※手話通訳を希望される方は各講座の開催10日前までに裏面申込書に必要事項をご記入の上、大阪弁護士会人権課 FAX 06-6364-7477までお申し込み下さい。

両サービスとも
要予約



【大阪弁護士会館までのアクセス】

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

市民、弁護士のための国際人権法連続講座

コ・ク・サ・イ・ジ・ン・ケ・ン・ホ・ー??

それなんや、さっぱりわからへんな〜。関係ないし、使い道もないんちゃうん。

と思われるかもしれませんが、

実は、国際人権法、身近な人権問題に使えちゃうのです。

国際人権法を知って、人権問題を解決するヒントを一緒に学びませんか？

2016
2/26
(金)

第3回「外国人労働と国際人権法」

18:30~20:30

開場18:00

【会場】

大阪弁護士会館
201・202会議室

技能実習生制度の問題、労働条件や職務内容等の不当な取扱いなど、日本で働く外国人に関するさまざまな問題を、具体的な事例を取り上げ検討します。また、JFC（ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン）母子をめぐる労働搾取、人身取引の問題にも焦点をあてます。外国人であるがゆえの労働における問題を国際人権法から考えます。

【講師】 **藤本 伸樹さん** [(一財)アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪) 研究員]

1988年から94年までフィリピンに滞在し、開発や移住労働者に関する調査を行う。
2001年4月から現職。在日外国人の権利に関する情報発信に注力している。

【講師】 **四方 久寛さん** [弁護士・大阪弁護士会所属]

当会選任議定書批准推進協議会委員。
大阪大学法学部卒業、神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了。
日本労働弁護団、大阪過労死問題連絡会会員。労働問題を中心に外国人労働者を支援するマイグランド研究会を主宰。

【コーディネータ】 **谷口 真由美さん** [大阪国際大学准教授]

専門は国際人権法、ジェンダー法、憲法など。シャレと勢いで作った「全日本おばちゃん党」代表代行として、日々社会の不条理に突っ込みを入れている。

2016
6月頃

次年度 第1回「ヘイトクライム・ヘイトスピーチと国際人権法」(仮)

【会場】
大阪弁護士会館
(会議室未定)

ヘイトクライムやヘイトスピーチ（少数者集団に害を加えることを告知したり、差別の正当化を煽動・宣伝・助長する表現行為）という言葉が最近耳にする機会が増えました。

日本には、個人ではない集団に対する脅迫的な言葉や名誉毀損的表現を刑事的に処罰する規定がまだ存在しません。法規制は正当な表現行為まで萎縮させるという懸念がある一方で、自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会は日本政府に対し人種の優越や憎悪を唱道する表現を禁止し取り締まるよう勧告しています。

ヘイトクライム・ヘイトスピーチ規制と表現の自由の問題を国際人権法の観点から取り上げます。

【講師】 未定

手話通訳申込欄 (FAX:06-6364-7477)

手話通訳を申込みます	<input type="checkbox"/>
氏名	
連絡先(FAX番号)	
メールアドレス	

※記載いただいた、個人情報は本目的以外には使用しません。